

令和2年4月9日

保護者の皆様

上勝小学校長 寺井 孝文

## 出席停止扱いになる感染症について（お知らせ）

学校保健安全法により、学校において感染拡大のおそれがある感染症にかかった場合には「出席停止」となります。「出席停止」になる感染症や出席停止期間は、学校保健安全法施行規則に定められています。次の感染症の可能性のある場合は必ず受診し、医師の指示に従うとともに、学校までご連絡ください。診断を受けましたら、裏面の用紙を配布しますので、記入し学校までご提出ください。

分類	病名	出席停止の基準
第1種	痘瘡(とうそう)、ジフテリア 急性灰白髄炎(ポリオ) SARS(サーズ・重症急性呼吸器症候群)、鳥インフルエンザ(H5N1型) など	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 溶連菌感染症 伝染性紅班(りんご病) マイコプラズマ感染症など	必要があれば学校長が学校医と相談して、出席停止などの措置をとり得るものであり、一律に出席停止となるわけではない感染症

記入用紙

	令和2年〇月〇日
保護者様	
	上勝小学校長
感染症による出席停止について（お願い）	
お子様（〇年 〇〇〇〇）が、感染症（〇〇〇）に罹患したとの連絡を受けました。この疾病は、学校保健安全法により「出席停止」となります。	
なお、「出席停止」の場合、教育委員会への報告が必要となります。お手数ですが、 <u>きりとりせん</u> 下の用紙にご記入（保護者記入）し、学校までご提出ください。	
-----	
きりとりせん	
-----	
感染症に関する報告書	
上勝小学校長様	
	〇年 氏名 〇〇 〇〇
平成〇年〇月〇日に病名（〇〇〇〇）と診断されました。	
令和 年 月 日	
	保護者氏名 _____ 印

○受診された時に、医師の診断をお聞きいただき保護者の方がご記入ください。  
医師に記入していただく必要はありません。